

* 本稿は原稿です。

正式な議事録については、（市議会ホームページ：
<https://www.city.saitama.jp/gikai/index.html>）にてご確認ください。
また、掲載時期については、議会局（議事課：048-829-1753）

【2020.11.26 本会議討論】

議案第 169 号「さいたま市総合振興計画 基本計画の策定について」委員長報告に賛成の立場から討論いたします。

議案第 169 号については、昨日も審査特別委員会にて討論したとおり、審査を通じ、各種の手法を通じ幅広い年齢層の市民の意見を反映するよう努めるとともに、議会からの「さいたま市次期 総合振興計画の在り方に関する決議」を尊重したことなどを確認することができました。市民や議会の意見を尊重しながら、これまでの取組の反省点を修正しつつ、都市づくりの将来 目標と各分野における指針を提示したという意味で、本計画は妥当であると判断し、委員長報告 に賛成いたします。

なお、本計画を実施していくに当たっては、例えば新型コロナウイルス感染拡大の長期にわたる継続など、中長期的に本市の方針に大きな影響が及ぶ事態が発生した際には、必要に応じて本 計画の見直しを行うこと。社会情勢やテクノロジーの変化が加速している現代において、計画期間はどうあるべきか、検討すること。今回寄せられた市民の声を今後の行政運営に生かすとともに、市民へフィードバックしていくこと。議会における決議の内容や審査の過程で今後の対応を 約した事項を着実に実現していくこと。以上の対応も必要であることを一言付します。

【2020.12.18 本会議討論】

議案第 181 号、第 190 号、192 号、194 号、第 201 号、204 号～208 号、210 号、211 号、221 号いずれも委員長報告に賛成の立場から討論させていただきます。

なお討論の都合上、一部議案番号が前後することを申し添えます。

議案第 181 号「令和2年度一般会計補正予算（第18号）」について。

障害者福祉執行管理事業に関しては障害福祉サービスの報酬改定に伴うシステム改修をさいたま市が行うことについて、スケジュール、周知方法について確認しました。また中小企業支援事業については、IT ツールの実態等の調査を検証して必要な支援を決定すること、小規模、自力では難しい企業を支援することを確認でき妥当な予算と考えます。

次に見沼通船堀再整備事業については、概ね適切な予算と判断致しましたが、今後、見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針や国を挙げて進められている文化財活用の趣旨を汲み取り、積極的な活用・創造を進めることを望みます。

次に、新型コロナウイルス対策事業につきましては、新規感染者数が1日3000人を超える日もでてきており、質疑の中でも県内の医療体制が、最大警戒レベルのフェーズ4に達しているとのことご答弁もありました。今回の補正予算は新型コロナウイルス感染症への対応として早急に必要な事案も多く、妥当であると考えます。

次に、市民活動サポートセンターについてですが、今回の指定管理の選定プロセスを適正に経ているという意味で妥当であると考えます。ただし、今回は市民代表として1名が選定に係わっていますが、市民への公開プレゼンが行われず、使う立場である市民の係わりが減少したことは市民活動や市民協働にとってマイナスの要素だと考えます。今後、協働管理運営の体制を整え、市民の積極的な活動をより一層支援できる施設となり、また市民協働や市民活動が幅広く担保されるよう強く求めるものです。

議案第 221 号「令和2年度一般会計補正予算（第19号）」について。

中小企業支援事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るために特措法に基づく要請権者である埼玉県の養成に応じて営業時間を短縮した市内店舗・事業者に対し、県が支給する「埼玉県感染防止対策協力金」の当初基準分に市独自に1万円を上乗せするものです。年末は会食等の機会が増え、感染拡大防止と飲食等事業者の支援は緊急を要するものであり、必要な事業であると考えます。一方「なぜ大宮区だけなのか」という質疑がさまざまな角度から出ました。わが会派の質疑に対する答弁でも、県の時短要請が大宮区に限定されているため大きな影響が出るだろうと想定したとあり、理解はできます。他方、他エリアや他の区でも厳しい状況にさらされている事業者が多数あります。今後の感染症状況によっては埼玉県の要請に対する対応だけにとどまらず、柔軟に対応をして頂けますよう強く要望を致します。

議案 190 号「さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

本件は、令和 2 年 4 月の道路法施行令の一部改正にともない、占有物件の地下水準及び地下に対する賃料水準等を適正に反映させるために、本条例の改正をするものであり、適切な改正であると考えます。災害時等の連絡通信手段の確保は、公衆電話の設置に限らず様々な見地からの総合的な判断が必要であり、また、占用料の金額なども妥当であると考えます。

次に**議案 192 号**「ナックファイブスタジアム大宮照明灯改修工事請け請負契約について」及び、**議案 194 号**「準用河川油面川排水機場設備工事請負契約について」は両議案とも工事請負契約に関するものであり、必要な事業であることを考慮し賛成するものであります。これらは、現行の手続きに従って適切に進められたものであり、入札業者の積算能力の向上もあり、両件とも同額の入札が複数社あるが、そのことだけを持って本議案が否定される根拠となるものではないと考えます。ただし、入札制度の在り方は、貴重な市民の税金が使われていることを鑑み、公平公正で適切な競争性が担保され、有意義な税金の活用が図られるように常に工夫を続ける必要があることを、一言申し添えておきます。

次に、**議案第 201 号、204 号～208 号、210 号、211 号**の各指定管理議案について、その選定過程プロセスは適正であり妥当であると考えますが、1 社入札が多い現状を踏まえ、選考基準や手法の工夫等できる限り競争性を持たせるような可能性を探ることが必要ではないかと一言申し添えます。